法律	政令	環境省令
(事業者の処理) 第十二条 1~8項 (略) 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。 11 都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。 12 環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。	(産業廃棄物の多量排出事業者) 第六条の三 法第十二条第九項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が 千トン以上である事業場を設置している事業者とする。	(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画) 第八条の四の五 法第十二条第九項の環境省令で定める基準は、次に掲げる 事項を記載した様式第二号の八による計画書を当該年度の 六月三十日までに提出することとする。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表 者の氏名 二 計画期間 三 当該事業場において現に行つている事業に関する事項 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 五 産業廃棄物のが開ける事項 元 産業廃棄物の分別に関する事項 九 自ら行う産業廃棄物の甲間処理に関する事項 九 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 九 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 (実施の状況の報告) 第八条の四の六 法第十二条第十項の規定による報告は、様式第二号の九による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。 (計画及び実施の状況の公表) 第八条の四の七 法第十二条第十一項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理) 第十二条の二

1~9項 (略)

- 10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 11 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況 について、環境省令で定めるところにより、都 道府県知事に報告しなければならない。
- 12 都道府県知事は、第十項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 13 環境大臣は、第十項の環境省令を定め、又は これを変更しようとするときは、あらかじめ、 関係行政機関の長に協議しなければならない。

(特別管理産業廃棄物の多量排出事業者) 第六条の七

法第十二条の二第十項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が五十トン以上である事業場を設置している事業者とする。

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第八条の十七の二

法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表 者の氏名
- 二計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入 処分に関する事項
- 十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項
- 十一 法第十二条の五第一項に規定する電子情報処理組織 の使用に関する事項(※)
- (※) 平成三十二年 (二〇二〇年) 四月一日施行の条文。平成 三十一年四月一日施行の条文は、「電子情報処理組織の 使用に関する事項」

(実施の状況の報告)

第八条の十七の三

法第十二条の二第十一項の規定による報告は、様式第二号の十四による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第八条の十七の四

法第十二条の二第十二項の規定による公表は、同条第十項の計画の提出又は同条第十一項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することに

より行うものとする。

(電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速 やかに把握する必要のある産業廃棄物)

第八条の三十一の二

法第十二条の五第一項の環境省令で定める産業廃棄物は、 法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物(令第二条の 四第五号イからハまでに掲げるものを除く。)とする。

(電子情報処理組織使用義務者)

第八条の三十一の三

法第十二条の五第一項の環境省令で定める事業者は、当該年度の前々年度において産業廃棄物(前条に規定するものに限る。以下この条において同じ。)の発生量が五十トン以上である事業場を設置している事業者(当該事業場から生ずる産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。)とする。

(情報処理センターに登録することが困難な場合)

第八条の三十一の四

法第十二条の五第一項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織を使用して、法第十二条の五第一項の規定による登録、同条第三項若しくは第四項の規定による報告又は同条第五項の規定による通知をすることが困難であると認められる場合
- 二 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用 に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と電気通信回線 で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託 をすることが困難であると認められる場合
- 三 電子情報処理組織使用義務者の常勤の役員又は職員の 年齢が、平成三十一年三月三十一日においていずれも六十 五歳以上である場合であつて、その使用に係る入出力装置 が情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置

	を含む。)と電気通信回線で接続されていない場合
第三十三条	
次の各号のいずれかに該当する者は、二十万	
円以下の過料に処する。	
一 (略)	
二 第十二条第九項又は第十二条の二第十項	
の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚	
偽の記載をしてこれを提出した者	
三 第十二条第十項又は第十二条の二第十一	
項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽	
の報告をした者	